

令和5年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	福祉事務所 障害福祉係	記載者職・氏名	係長 横山 睦美
-------	-------------	---------	----------

継続	予算事業コード	1052
----	---------	------

No.	701	補助金名	下田市身体障害者福祉会補助金
-----	-----	------	----------------

根拠法	なし
-----	----

交付要綱等名称	下田市補助金等交付規則
---------	-------------

総合計画の位置付け	分野	6 健康・福祉	施策体系	施策4 障害者（児）福祉の充実
	施策	障害のある人への理解と交流を促進します		

補助対象者	下田市身体障害者福祉会	事務局等	下田市身体障害者福祉会
-------	-------------	------	-------------

補助金の性質	活動費的補助
--------	--------

補助開始年度	—	補助終期設定	なし	補助率	なし	1件当たり補助上限額	なし
--------	---	--------	----	-----	----	------------	----

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R06	0	0	0
R05	80,000	0	80,000
R04	80,000	0	80,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R04	80,000	0	80,000
R03	80,000	0	80,000
R02	80,000	0	80,000
R01	115,000	0	115,000
H30	115,000	0	115,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	身体障害者の自立及び社会参加の促進のため
国・県等の補助の有無	なし
代替手段との比較	なし
当初目的の達成度	会の活動を通して社会参加の促進、住民に対する障害者への理解、情報提供等福祉の向上に寄与している
同一団体への他の補助金の有無	静岡県身体障害者福祉会 下田市社会福祉協議会
廃止の見込み、廃止の影響	障害者福祉施策の拡充が求められているが、賀茂郡身体障害者福祉会が平成29年度をもって解散しており下田市においても会員の減少、高齢化が進行している。活動資金が無くなった場合は存続が危ぶまれる可能性はある。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※① 公共の福祉、ノーマライゼーションの理念の実現の施策であり、公共性は高い	8
市が補助すべき理由	※② 身体障害者の福祉の向上のため、会員の生活向上と社会参加の促進、地域社会の理解と相互協力の推進、情報提供の強化を図る	9
目的・内容	※② 多様化する社会構造の中で身体に障害を持つ人たちが障害を克服し社会の一員として自立と生きがいのある生活を送る活動を続けるための活動を支援する。	9
補助金の主な用途	※③ 身障福祉会活動の支援	10
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③ 障害福祉会活動を推進するための事業費 ふれあい広場や各種大会への参加費などの必要経費 ここ数年新型コロナウイルス感染症の影響で活動が中止となっている。	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較	※③ 補助金交付額<繰越金・積立額 事業収入（自動販売機売上金）の増加と、新型コロナウイルス感染症や会員の高齢化などにより活動経費が縮小してきている為、繰越金が補助金を上回っている。 自動販売機売上金などの今後の推移を見守り補助金について検討したい。 令和5年度は補助金を一時休止する。	1
成果・費用対効果	※④ ふれあい広場や、各種スポーツ大会への参加、定例の役員会開催、県役員会などに参加し、会員の生活向上と社会参加の促進、地域社会の理解と相互協力の推進、情報提供の強化を図っている	10

①公益性	8
------	---

②必要性	9
------	---

③適格性	7
------	---

④効果	10
-----	----

令和5年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	福祉事務所 障害福祉係	記載者職・氏名	係長 横山 睦美
-------	-------------	---------	----------

継続	予算事業コード	1102
----	---------	------

No.	702	補助金名	心身障害者扶養共済保険料補助金
-----	-----	------	-----------------

根拠法	なし
-----	----

交付要綱等名称	心身障害者扶養共済保険料助成実施要綱
---------	--------------------

総合計画の位置付け	分野	6 健康・福祉	施策体系	施策4 障害者（児）福祉の充実
	施策	地域での自立した生活を支援します		

補助対象者	心身障害者扶養共済加入者	事務局等	福祉事務所 障害福祉係
-------	--------------	------	-------------

補助金の性質	施策的補助
--------	-------

補助開始年度	61	補助終期設定	なし	補助率	0.5	1件当たり補助上限額	なし
--------	----	--------	----	-----	-----	------------	----

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R06	904,000	0	904,000
R05	809,000	0	809,000
R04	892,000	0	892,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R04	815,400	0	815,400
R03	780,900	0	780,900
R02	941,700	0	941,700
R01	816,300	0	816,300
H30	828,025	0	828,025

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	昭和44年12月に静岡県心身障害者扶養共済制度条例が制定され、下田市では昭和61年度からその掛金の一部を補助するようになった
国・県等の補助の有無	なし
代替手段との比較	なし
当初目的の達成度	障害者家族の経済的な援助となっている
同一団体への他の補助金の有無	なし
廃止の見込み、廃止の影響	心身障害者の保護者等の経済的自立基盤の安定に影響

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※① 公共の福祉、ノーマライゼーションの理念の実現の施策であり公共性は高い	8
市が補助すべき理由	※② 障害者家族の経済的支援を図るため	9
目的・内容	静岡県心身扶養共済制度に加入した場合、納入した掛金の一部を助成 平成24年度改正 掛金基本分（1口）×1/4 → 掛金総額（2口まで）×1/2	9
補助金の主な用途	※③ 経済的支援	10
予算要求額の算出根拠・算出方法	掛金総額の1/2を助成 令和5年度（掛金総額1,784,100円×1/2= 892,000円） 補助対象者7人 令和4年度（掛金総額1,618,000円×1/2= 809,000円） 補助対象者8人	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較	※④ 補助金交付額＞繰越金・積立額	10
成果・費用対効果	※④ 保護者が支払った掛金の1/2を補助することにより、障害者福祉の向上を図っている	10

①公益性 8

②必要性 9

③適格性 10

④効果 10

令和5年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	福祉事務所	障害福祉係	記載者職・氏名	係長 横山 睦美
-------	-------	-------	---------	----------

継続	予算事業コード	1110
----	---------	------

No.	703	補助金名	あしたば会運営費補助金				
根拠法	なし						
交付要綱等名称	下田市補助金等交付規則						
総合計画の位置付け	分野	6 健康・福祉		施策体系	施策4 障害者（児）福祉の充実		
	施策	障害のある人への理解と交流を促進します					
補助対象者	あしたば会		事務局等	あしたば会（あしたば作業所内）			
補助金の性質	運営費的補助						
補助開始年度	—	補助終期設定	なし	補助率	0.3	1件当たり補助上限額	なし

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R06	20,000	0	20,000
R05	20,000	0	20,000
R04	20,000	0	20,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R04	19,800	0	19,800
R03	19,800	0	19,800
R02	19,800	0	19,800
R01	19,800	0	19,800
H30	19,800	0	19,800

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	昭和47年4月 「伊豆あしたば会」として発足 平成16年4月 「あしたば作業所」完成 平成16年5月 「あしたば会」に名称変更
国・県等の補助の有無	なし
代替手段との比較	なし
当初目的の達成度	障害者をかかえる家族相互の親睦や相談支援の充実に寄与している
同一団体への他の補助金の有無	賀茂郡下5町（東伊豆・河津・南伊豆・松崎・西伊豆）
廃止の見込み、廃止の影響	賀茂地区で支援している団体であり、下田市だけ廃止することはできない

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※① 公共の福祉、ノーマライゼーションの理念の実現の施策であり公共性は高い	8
市が補助すべき理由	※② 精神障害者福祉は入院医療中心の施策から在宅福祉の施策へと転換期を迎え地域との共生が求められており、家族会の活動が重要となる	9
目的・内容		9
補助金の主な用途	会の活動の支援	10
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③ 賀茂町長会で査定される賀茂地区助成金の30%	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較	補助金交付額＞繰越金・積立額	10
成果・費用対効果	※④ あしたば作業所の運営を核として、支部（地区）活動を展開し、会員の増加、関係機関、一般住民への啓発に努めている	10

①公益性 8

②必要性 9

③適格性 10

④効果 10

令和5年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	福祉事務所	社会福祉係	記載者職・氏名	係長 渡邊 奈緒子
-------	-------	-------	---------	-----------

継続	予算事業コード	1000
----	---------	------

No.	704	補助金名	下田人権擁護委員協議会補助金
-----	-----	------	----------------

根拠法	人権擁護委員法
-----	---------

交付要綱等名称	下田市補助金等交付規則
---------	-------------

総合計画の位置付け	分野	6 健康・福祉	施策体系	施策2 人権意識の醸成、男女共同参画・多文化共生の推進
	施策	人権意識の啓発活動を推進します		

補助対象者	下田人権擁護委員協議会	事務局等	静岡地方法務局下田支局
-------	-------------	------	-------------

補助金の性質	活動費的補助
--------	--------

補助開始年度	—	補助終期設定	なし	補助率	なし	1件当たり補助上限額	なし
--------	---	--------	----	-----	----	------------	----

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R06	103,000	0	103,000
R05	103,000	0	103,000
R04	103,000	0	103,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R04	102,900	0	102,900
R03	102,800	0	102,800
R02	103,100	0	103,100
R01	103,300	0	103,300
H30	108,100	0	108,100

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	人権擁護委員法の施行を受けた協議会の設立 法第6条「人権擁護委員は、法務大臣が各都道府県の区域を数個に分けて定める区域ごとに人権擁護委員協議会を組織する。」
国・県等の補助の有無	無
代替手段との比較	なし
当初目的の達成度	賀茂1市5町の人権擁護委員が独自に協議会を設置し、賀茂郡の人権について推進している。この協議会により、児童生徒等をはじめとした学校教育、また市民に対する人権活動が担われており、なくてはならない存在である。
同一団体への他の補助金の有無	賀茂郡他町の補助金
廃止の見込み、廃止の影響	廃止した場合、法に基づく委員活動が困難になる。 また、賀茂郡1市5町で協調補助しており、単独での廃止は理解が得られない。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※① 人権擁護委員は法務大臣が委嘱し国民の基本的な人権の侵害のないよう監視し、その救済のための適切な処置をとる重要な役割を担っている。	10
市が補助すべき理由	※② 委員は無報酬で活動しており、啓発活動等に要する経費については、国や地方公共団体が協力する必要がある。	10
目的・内容	人権擁護活動及び人権擁護思想の啓発	10
補助金の主な使途	各種啓発活動に要する事業費	9
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③ 要望額を賀茂郡町長会にて査定	9
繰越額・積立額と補助金交付額との比較	補助金交付額＞繰越金・積立額	10
成果・費用対効果	※④ 人権擁護活動及び人権擁護思想の啓発	10

①公益性 10

②必要性 10

③適格性 9

④効果 10

令和5年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	福祉事務所	社会福祉係	記載者職・氏名	係長 渡邊 奈緒子
継続	予算事業コード	1000		
No.	705	補助金名	下田地区保護司会補助金	
根拠法	保護司法			
交付要綱等名称	下田市補助金等交付規則			
総合計画の位置付け	分野	6 健康・福祉	施策体系	施策2 地域福祉の推進
	施策	地域での自立した生活を支援します		
補助対象者	下田地区保護司会	事務局等	福祉事務所 社会福祉係	
補助金の性質	活動費的補助			
補助開始年度	—	補助終期設定	なし	補助率
				なし
			1件当たり補助上限額	なし

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R06	97,000	0	97,000
R05	97,000	0	97,000
R04	97,000	0	97,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R04	96,700	0	96,700
R03	98,500	0	98,500
R02	104,700	0	104,700
R01	103,100	0	103,100
H30	103,100	0	103,100

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	保護司法を受けた保護司会の設立 法第13条「保護司は、その置かれた保護区ごとに保護司会を組織する。」
国・県等の補助の有無	無
代替手段との比較	なし
当初目的の達成度	賀茂郡における犯罪を犯した者の更生、地域での処遇改善を図る団体として設置されており、青少年の健全な成長等に大きく貢献している。
同一団体への他の補助金の有無	賀茂郡他町補助金、更生保護協会助成金
廃止の見込み、廃止の影響	廃止した場合、法に基づく活動が困難となる。 また、賀茂郡1市5町で協調補助しており、単独での廃止は理解が得られない。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※① 凶悪犯罪化やその低年齢化の一途の社会情勢の下、犯罪者の更生や青少年の健全育成、犯罪予防に貢献している。	10
市が補助すべき理由	※② 法第17条において、地方公共団体には保護司、保護司会の活動趣旨を考慮し、必要な協力をすることが求められている。	10
目的・内容	※② 犯罪を犯した者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努める。	10
補助金の主な使途	※③ 犯罪予防活動、処遇支援活動等の事業費	10
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③ 要望額を賀茂郡町長会にて査定	9
繰越額・積立額と補助金交付額との比較	※③ 補助金交付額＞繰越金・積立額	10
成果・費用対効果	※④ 犯罪を犯した者の更生、地域での処遇改善。青少年の健全な成長	10

①公益性 10

②必要性 10

③適格性 10

④効果 10

令和5年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	福祉事務所	社会福祉係	記載者職・氏名	係長 渡邊 奈緒子
継続	予算事業コード	1000		
No.	706	補助金名	下田市遺族会補助金	
根拠法	下田市遺族会規約			
交付要綱等名称	下田市補助金等交付規則			
総合計画の位置付け	分野	6 健康・福祉	施策体系	施策2 地域福祉の推進
	施策	市民活動団体の育成と協働を進めます		
補助対象者	下田市遺族会	事務局等	福祉事務所 社会福祉係	
補助金の性質	活動費的補助			
補助開始年度	—	補助終期設定	なし	補助率
				なし
			1件当たり補助上限額	なし

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R06	300,000	0	300,000
R05	409,000	0	409,000
R04	409,000	0	409,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R04	38,000	0	38,000
R03	87,570	0	87,570
R02	92,740	0	92,740
R01	0	0	0
H30	109,000	0	109,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	慰霊事業継承のため
国・県等の補助の有無	無
代替手段との比較	市主催の戦没者追悼式として実施することが必要となる
当初目的の達成度	下田市における戦没者・戦災者遺家族に対する事務局として、様々な相談や事業を担っており、なくてはならない団体となっている。
同一団体への他の補助金の有無	下田市社会福祉協議会が市と同額補助
廃止の見込み、廃止の影響	廃止した場合、慰霊祭の開催が困難となり、市直営で行う必要が生じる。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※① 戦没者の冥福と恒久平和の実現を願う慰霊祭の開催	8
市が補助すべき理由	慰霊祭の開催に市も協力している。	9
目的・内容	※② 戦没者・戦災者の慰霊、遺家族の救済と遺家族相互間の親睦、福祉の向上	9
補助金の主な用途	戦没者・戦災者合同慰霊祭等の事業費	9
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③ 要望額に基づき査定 (令和4年度は、新型コロナウイルス感染予防対策のため慰霊祭を中止し、慰霊碑清掃費のみ補助：補助金38,000円)	9
繰越額・積立額と補助金交付額との比較	補助金交付額>繰越金・積立額	10
成果・費用対効果	※④ 戦没者・戦災者遺家族の処遇改善	9

①公益性 8

②必要性 9

③適格性 9

④効果 9

令和5年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	福祉事務所	社会福祉係	記載者職・氏名	係長 渡邊 奈緒子
-------	-------	-------	---------	-----------

継続	予算事業コード	1000
----	---------	------

No.	707	補助金名	下田市社会福祉協議会補助金				
根拠法	社会福祉法						
交付要綱等名称	社会福祉法人の助成に関する条例、下田市社会福祉協議会補助金交付要綱						
総合計画の位置付け	分野	6 健康・福祉		施策体系	施策2 地域福祉の推進		
	施策	地域を支える担い手づくりを促進します					
補助対象者	(福) 下田市社会福祉協議会		事務局等				
補助金の性質	運営費的補助						
補助開始年度	—	補助終期設定	なし	補助率	なし	1件当たり補助上限額	なし

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R06	28,048,000	0	28,048,000
R05	27,303,000	0	27,303,000
R04	26,866,000	0	26,866,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R04	26,866,000	0	26,866,000
R03	24,031,000	0	24,031,000
R02	22,892,000	0	22,892,000
R01	20,975,000	0	20,975,000
H30	18,794,000	0	18,794,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	社会福祉事業法（現：社会福祉法）を受けた協議会の設立
国・県等の補助の有無	無
代替手段との比較	なし
当初目的の達成度	行政と市民との担い手として、市民における行政だけでは解決できない生活課題等の相談等を通じて、生活課題の解決に結びつけ、地域福祉の向上に寄与している。
同一団体への他の補助金の有無	下田市地域福祉活動計画推進事業補助金
廃止の見込み、廃止の影響	本体部分（地域福祉活動）への支援が不十分であり、介護サービスの利益を繰り入れなければ成り立たない現状にある。（本来、介護サービスの利益は従事者の処遇改善や環境整備などの良質なサービス提供に向けて使用するもの） 廃止した場合、法人運営自体が立ち行かなくなり、市の福祉政策にも影響する。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※①	市と連携、協力して地域福祉の推進に取り組んでおり、地域福祉活動の中核を担っている。	10
市が補助すべき理由	※②	法第58条において、地方公共団体は、必要があると認めるときは社会福祉法人に対し、補助金を支出することができる。社会福祉協議会が行う事業（介護サービスを除く。）は、収益を目的とするものではないため、法人運営に関し、必要な支援を行う必要がある。	10
目的・内容		地域福祉活動の推進及び福祉サービスの提供	10
補助金の主な使途	※③	法人運営・地域福祉活動推進事業・福祉相談事業に要する人件費	10
予算要求額の算出根拠・算出方法		R6社会福祉協議会職員（6名分）人件費（県社協委託金1,068千円を除く）の80%相当額（36,127千円-1,068千円）×80%≒28,048千円 R5社会福祉協議会職員（6名分）人件費（県社協委託金1,116千円を除く）の80%相当額（35,271千円-1,117千円）×80%≒27,323千円 R4社会福祉協議会職員（6名分）人件費（県社協委託金971千円を除く）の80%相当額（34,554千円-971千円）×80%≒26,866千円	8
繰越額・積立額と補助金交付額との比較		補助金交付額＞繰越金・積立額	10
成果・費用対効果	※④	下田市地域福祉計画に基づく地域福祉活動の推進	10

①公益性	10
------	----

②必要性	10
------	----

③適格性	9
------	---

④効果	10
-----	----

令和5年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	福祉事務所	社会福祉係	記載者職・氏名	係長 渡邊 奈緒子
継続	予算事業コード	1000		
No.	708	補助金名	下田市地域福祉活動計画推進事業補助金	
根拠法	社会福祉法			
交付要綱等名称	下田市補助金等交付規則			
総合計画の位置付け	分野	6 健康・福祉	施策体系	施策2 地域福祉の推進
	施策	地域を支える担い手づくりを促進します		
補助対象者	(福) 下田市社会福祉協議会	事務局等		
補助金の性質	活動費的補助			
補助開始年度	19	補助終期設定	なし	補助率
				なし
			1件当たり補助上限額	なし

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R06	0	2,500,000	2,500,000
R05	0	2,500,000	2,500,000
R04	0	2,500,000	2,500,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R04	0	2,500,000	2,500,000
R03	2,000,000	0	2,000,000
R02	2,500,000	0	2,500,000
R01	2,500,000	0	2,500,000
H30	2,500,000	0	2,500,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	平成17・18年度に実施した地域福祉ネットワーク事業委託（国県補助）を受け、地域福祉活動の推進のために補助事業に移行したものの。
国・県等の補助の有無	無
代替手段との比較	なし
当初目的の達成度	地域福祉計画及び地域福祉活動計画を推進するため、地域福祉活動を担う社協活動または団体、事業に対して助成することで地域福祉の向上に寄与している。
同一団体への他の補助金の有無	下田市社会福祉協議会補助金
廃止の見込み、廃止の影響	既存計画の理念に反することになるため、理解が得られない。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※① 地域福祉について、行政や地域住民と共に推進している。	10
市が補助すべき理由	※② 市が策定する「地域福祉計画」と社協が策定する「地域福祉活動計画」は相関関係にあり、掲げた理念を実現するためには実施計画である「地域福祉活動計画」に基づく事業実施を補助していく必要がある。	10
目的・内容	※② 下田市地域福祉計画に基づき地域のネットワークづくりなどの地域福祉活動を支援し、地域福祉を推進する。	10
補助金の主な使途	※② 地域福祉活動計画に基づく小地域福祉活動やふれあいサロン、災害ボランティア本部機能の事業費、ふれあい広場、お飛び聞く懇談会等に係る必要経費	10
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③ 地域福祉活動事業を推進するための事業費 ふれあい広場、地区懇談会等に係る必要経費	9
繰越額・積立額と補助金交付額との比較	※③ 補助金交付額＞繰越金・積立額	10
成果・費用対効果	※④ R4年度実施内容 小地域福祉活動の支援（11自治会162回）、福祉会館ふれあいサロン（年4回）、災害ボランティア本部機能の強化に関する活動（年8回）、ふれあい広場（1回）、地区懇談会（0回）	10

①公益性 10

②必要性 10

③適格性 10

④効果 10

令和5年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	福祉事務所	社会福祉係	記載者職・氏名	係長 渡邊 奈緒子
-------	-------	-------	---------	-----------

継続	予算事業コード	1001
----	---------	------

No.	709	補助金名	下田市民生委員児童委員協議会補助金
-----	-----	------	-------------------

根拠法	民生委員法
-----	-------

交付要綱等名称	下田市民生委員児童委員活動費補助金交付要綱
---------	-----------------------

総合計画の位置付け	分野	6 健康・福祉	施策体系	施策2 地域福祉の推進
	施策	地域を支える担い手づくりを促進します		

補助対象者	下田市民生委員児童委員協議会	事務局等	福祉事務所 社会福祉係
-------	----------------	------	-------------

補助金の性質	活動費的補助
--------	--------

補助開始年度	—	補助終期設定	なし	補助率	なし	1件当たり補助上限額	なし
--------	---	--------	----	-----	----	------------	----

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R06	644,940	3,991,060	4,636,000
R05	573,940	3,991,060	4,565,000
R04	573,940	3,991,060	4,565,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R04	273,940	3,991,060	4,265,000
R03	173,940	3,991,060	4,165,000
R02	641,140	3,903,860	4,545,000
R01	641,140	3,903,860	4,545,000
H30	641,140	3,903,860	4,545,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	民生委員法を受けた協議会の設立 法第20条「民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに民生委員協議会を組織しなければならない。」
国・県等の補助の有無	民生委員事務費負担金（県） ※都道府県には地方交付税にて措置
代替手段との比較	なし
当初目的の達成度	行政と市民をつなぐ担い手として民生委員児童委員が活躍するが、その事務を推進するために協議会に対し助成を行うもの
同一団体への他の補助金の有無	社会福祉協議会交付金（県社協→市社協→協議会）
廃止の見込み、廃止の影響	法に基づく県負担金が原資であり、法・制度が変更とならない限り廃止できない。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※① 民生委員児童委員は厚生労働大臣が委嘱しており、市や関係行政機関とのパイプ役として要援護者支援の役割を担っている。	10
市が補助すべき理由	※② 地域住民の立場に立った福祉に関する相談支援は、社会状況の変化により、ニーズが高まっており、委員活動の果たす役割は極めて重要である。	10
目的・内容	住民に対し相談や援助等を行い、社会福祉の推進に努める。	10
補助金の主な用途	委員活動や調査研究に要する事業費	10
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③ 県負担金単価に定数等を乗じて得た額（+市単独分）	9
繰越額・積立額と補助金交付額との比較	補助金交付額＞繰越金・積立額	10
成果・費用対効果	※④ 「福祉行政報告例」より 令和4年度 各種相談・支援件数 1,213件、その他の活動件数 1,594件 令和3年度 各種相談・支援件数 1,415件、その他の活動件数 2,870件 令和2年度 各種相談・支援件数 1,138件、その他の活動件数 2,764件 令和元年度 各種相談・支援件数 1,632件、その他の活動件数 2,851件	9

①公益性	10
------	----

②必要性	10
------	----

③適格性	10
------	----

④効果	9
-----	---

令和5年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	福祉事務所	社会福祉係	記載者職・氏名	係長 渡邊 奈緒子
-------	-------	-------	---------	-----------

継続	予算事業コード	1203
----	---------	------

No.	710	補助金名	下田市老人クラブ連合会補助金
-----	-----	------	----------------

根拠法	老人福祉法
-----	-------

交付要綱等名称	下田市補助金等交付規則
---------	-------------

総合計画の位置付け	分野	6 健康・福祉	施策体系	施策3 高齢者福祉の充実
-----------	----	---------	------	--------------

	施策	地域での自立した生活を支援します		
--	----	------------------	--	--

補助対象者	下田市老人クラブ連合会	事務局等	(福)下田市社会福祉協議会
-------	-------------	------	---------------

補助金の性質	運営費的補助		
--------	--------	--	--

補助開始年度	—	補助終期設定	なし	補助率	なし	1件当たり補助上限額	なし
--------	---	--------	----	-----	----	------------	----

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R06	145,000	290,000	435,000
R05	147,000	292,000	439,000
R04	248,000	294,000	542,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R04	198,720	236,000	434,720
R03	199,590	238,000	437,590
R02	221,560	221,000	442,560
R01	276,680	207,000	483,680
H30	305,990	180,000	485,990

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	高齢者の心身健康保持、老人福祉向上の推進による。
国・県等の補助の有無	在宅福祉事業補助金（県） ※補助率は2/3以内となっており、県予算の枠内で調整される。
代替手段との比較	なし
当初目的の達成度	下田市の老人福祉活動の担い手として組織される老人クラブ連合会に対し助成を行うことで、老人の見守り活動や生きがい活動などを推進する。
同一団体への他の補助金の有無	社会福祉協議会補助金、県老連補助金
廃止の見込み、廃止の影響	廃止した場合、財源不足に陥り、老人クラブ活動の停滞を招く。 また、法の趣旨に反することになるため、理解が得られない。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※① 高齢者の立場からの提言、提案、活動を通してよりよい地域社会づくりの役割を担っている。	8
市が補助すべき理由	※② 法第13条第2項において、老人福祉の増進を目的とする事業の振興と事業を行う者（老人クラブなど）に対して適当な援助をすることが地方公共団体の努力義務となっている。	9
目的・内容	活力ある長寿社会の実現に向け、高齢者の生きがいと健康づくりの促進	10
補助金の主な用途	運営費、事業費	9
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③ ①基準額200,000円+@70円×550人=238,500円 ②特別事業 200,000円 ①+②=438,500円	9
繰越額・積立額と補助金交付額との比較	補助金交付額>繰越金・積立額	10
成果・費用対効果	※④ グラウンドゴルフ大会、絵手紙教室、ポールウォーキング体験教室を実施し、生きがいづくり・健康づくりに貢献	9

①公益性	8
------	---

②必要性	10
------	----

③適格性	9
------	---

④効果	9
-----	---

令和5年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	福祉事務所	社会福祉係	記載者職・氏名	係長 渡邊 奈緒子
継続	予算事業コード	1203		
No.	711	補助金名	老人クラブ運営費補助金	
根拠法	老人福祉法			
交付要綱等名称	下田市補助金等交付規則			
総合計画の位置付け	分野	6 健康・福祉	施策体系	施策3 高齢者福祉の充実
	施策	地域での自立した生活を支援します		
補助対象者	下田市老人クラブ連合会		事務局等	(福) 下田市社会福祉協議会
補助金の性質	活動費的補助			
補助開始年度	—	補助終期設定	なし	補助率
				なし
			1件当たり補助上限額	なし

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R06	204,000	408,000	612,000
R05	216,000	432,000	648,000
R04	228,000	456,000	684,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R04	204,000	408,000	612,000
R03	204,000	408,000	612,000
R02	216,000	432,000	648,000
R01	256,000	428,000	684,000
H30	332,000	388,000	720,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	高齢者の心身健康保持、老人福祉向上の推進による。
国・県等の補助の有無	在宅福祉事業補助金（県） ※補助率は2/3以内となっており、県予算の枠内で調整が行われる。
代替手段との比較	なし
当初目的の達成度	単位老人クラブに対し活動助成を行うことで、地域活動を活性化し、老人の健康と育成に寄与している。
同一団体への他の補助金の有無	社会福祉協議会補助金、県老連補助金
廃止の見込み、廃止の影響	廃止した場合、財源不足に陥り、老人クラブ活動の停滞を招く。 また、法の趣旨に反することになるため、理解が得られない。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※①	地域の奉仕活動への参加や世代間交流など、地域社会の一員として高齢者の生きがい対策と健康づくり促進に寄与している	8
市が補助すべき理由	※②	法第13条第2項において、老人福祉の増進を目的とする事業の振興と事業を行う者（老人クラブなど）に対して適当な援助をすることが地方公共団体の努力義務となっている。	9
目的・内容		活力ある長寿社会の実現に向け、高齢者の生きがいと健康づくり促進	10
補助金の主な使途		単位老人クラブの活動費	9
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③	令和6年度 @3,000円×17クラブ×12ヵ月＝612,000円 令和5年度 @3,000円×18クラブ×12ヶ月＝648,000円 令和4年度 @3,000円×19クラブ×12ヶ月＝684,000円	9
繰越額・積立額と補助金交付額との比較		補助金交付額＞繰越金・積立額	10
成果・費用対効果	※④	令和4年度 クラブ数 17、加入者数 496人、加入率 5.0% 令和3年度 クラブ数 17、加入者数 537人、加入率 5.3% 令和2年度 クラブ数 18、加入者数 604人、加入率 5.9% 令和元年度 クラブ数 19、加入者数 624人、加入率 5.8%	9

①公益性 8

②必要性 10

③適格性 9

④効果 9

令和5年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	福祉事務所	社会福祉係	記載者職・氏名	係長 渡邊 奈緒子
継続	予算事業コード	1205		
No.	712	補助金名	シルバー人材センター補助金	
根拠法	高齢者等の雇用の安定等に関する法律			
交付要綱等名称	下田市社会福祉施設補助金交付要綱			
総合計画の位置付け	分野	6 健康・福祉	施策体系	施策4 就労支援の充実
	施策	地域での自立した生活を支援します		
補助対象者	(一社) 下田市シルバー人材センター	事務局等		
補助金の性質	運営費的補助			
補助開始年度	—	補助終期設定	なし	補助率
			なし	1件当たり補助上限額
				なし

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R06	0	3,000,000	3,000,000
R05	0	3,000,000	3,000,000
R04	0	3,000,000	3,000,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R04	0	3,000,000	3,000,000
R03	2,336,000	0	2,336,000
R02	2,336,000	0	2,336,000
R01	2,336,000	0	2,336,000
H30	2,336,000	0	2,336,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	シルバー人材センターの設立
国・県等の補助の有無	高齢者就業機会確保事業費等補助金（国） ※直接補助
代替手段との比較	なし
当初目的の達成度	高齢者の生きがい対策として、シルバー人材センターの活動を推進することで、高齢者の生きがいや働く喜び等呼び起こし、もって高齢者福祉の推進を行う。
同一団体への他の補助金の有無	高齢者就業機会確保事業費等補助金（国）
廃止の見込み、廃止の影響	地方公共団体の補助金額を上限として国が補助しているため、市補助金を廃止した場合、国庫補助も受けられなくなり、法人運営が困難となる。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※①	高齢者の能力の活用と生きがいの充実により活力のある地域社会づくりに寄与している。	8
市が補助すべき理由	※②	法第5条において、地方公共団体は必要な援助等を行うこと、必要な施策を総合的かつ効果的に推進することが努力義務となっている。	10
目的・内容	※②	高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図る。	10
補助金の主な使途	※③	事務局職員人件費及び法人運営費	10
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③	これまで県補助金の交付を受けていた際の市負担額を維持していたが、受託件数等も横ばいであり、経常収支はマイナスである。事務費配分率を見直すなどの自助努力による改善を図っているが、基盤強化の検討が必要である。	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較	※③	補助金交付額＞繰越金・積立額	10
成果・費用対効果	※④	令和4年度 会員数105人、受託件数468件、就業率77.1% 令和3年度 会員数105人、受託件数604件、就業率82.8% 令和2年度 会員数105人、受託件数676件、就業率78.0%	9

①公益性 8

②必要性 10

③適格性 10

④効果 9

令和5年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	福祉事務所	社会福祉係	記載者職・氏名	係長 渡邊 奈緒子
-------	-------	-------	---------	-----------

継続	予算事業コード	1451
----	---------	------

No.	714	補助金名	下田市中学校就学準備給付金
-----	-----	------	---------------

根拠法	なし
-----	----

交付要綱等名称	下田市中学校就学準備給付金支給要綱
---------	-------------------

総合計画の位置付け	分野	2 子育て・教育	施策体系	施策1 子育て支援の充実
	施策	子育てサービス等を充実します		

補助対象者	中学校への入学を予定している児童の保護者	事務局等
-------	----------------------	------

補助金の性質	施策的補助
--------	-------

補助開始年度	30	補助終期設定	なし	補助率	設定なし	1件当たり補助上限額	30,000
--------	----	--------	----	-----	------	------------	--------

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R06	0	3,900,000	3,900,000
R05	0	4,200,000	4,200,000
R04	0	4,200,000	4,200,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R04	390,000	3,600,000	3,990,000
R03	420,000	3,900,000	4,320,000
R02	650,000	3,700,000	4,350,000
R01	390,000	3,750,000	4,140,000
H30	580,000	3,500,000	4,080,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	人口減対策として、妊娠から18歳までの切れ目のない子育て支援の推進が施設方針に位置付けられたことによる。
国・県等の補助の有無	無
代替手段との比較	なし
当初目的の達成度	中学校入学時に係る学用品費の助成をすることで、経済的負担を軽減する。
同一団体への他の補助金の有無	なし
廃止の見込み、廃止の影響	中学校入学時に係る学用品等の購入助成を目的としており、保護者は多くの経済的負担を強いられるなかで、経済的負担の軽減に寄与している。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※①	人口減対策（子どもを産み育てやすくする環境の整備）	8
市が補助すべき理由	※②	下田市子ども子育て支援事業計画において、「地域における子育ての支援」が基本目標の一つであり、「子育てに伴う経済的負担の軽減」を施策体系に位置付けている。	9
目的・内容		子育てに要する保護者の経済的負担の軽減を目的とし、対象児童1人につき、3万円の給付金を支給	8
補助金の主な使途	※③	中学校就学に要する経費	8
予算要求額の算出根拠・算出方法		令和6年度 @30,000円×130人分 令和5年度 @30,000円×140人分 ※財源として子育て支援基金を活用	9
繰越額・積立額と補助金交付額との比較		（該当しない）	10
成果・費用対効果	※④	令和4年度 助成件数 133件 令和3年度 助成件数 144件 令和2年度 助成件数 145件	9

①公益性	8
------	---

②必要性	9
------	---

③適格性	9
------	---

④効果	9
-----	---

令和5年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	福祉事務所	社会福祉係	記載者職・氏名	係長 渡邊 奈緒子
-------	-------	-------	---------	-----------

継続	予算事業コード	1000
----	---------	------

No.	715	補助金名	下田市結婚新生活支援事業費補助金
-----	-----	------	------------------

根拠法	なし
-----	----

交付要綱等名称	下田市結婚新生活支援補助金交付要綱
---------	-------------------

総合計画の位置付け	分野	2 子育て・教育	施策体系	施策6 関係人口の創出・拡大
	施策	子育てサービス等を充実します		

補助対象者	新婚夫婦	事務局等	0
-------	------	------	---

補助金の性質	施策的補助
--------	-------

補助開始年度	2	補助終期設定	なし	補助率	設定なし	1件当たり補助上限額	600,000
--------	---	--------	----	-----	------	------------	---------

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R06	2,200,000	2,600,000	4,800,000
R05	1,000,000	3,200,000	4,200,000
R04	200,000	3,400,000	3,600,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R04	374,000	2,398,000	2,772,000
R03	628,000	1,255,000	1,883,000
R02	735,000	735,000	1,470,000
R01	450,000	450,000	900,000
H30	150,000	150,000	300,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	国による地方創生戦略の一環として、地域における人口減少、少子化への対応を図るため、結婚新生活に対する支援策が打ち出されたことによる。
国・県等の補助の有無	結婚新生活支援事業費補助金 ・夫婦共に29歳以下の世帯60万円、夫婦共に39歳以下の世帯30万円 ・県補助：2/3以内（令和3年度より）
代替手段との比較	なし
当初目的の達成度	少子高齢化、人口の自然減が継続している状況であり、当初目的を達成するためには継続して実施することが必要。
同一団体への他の補助金の有無	なし
廃止の見込み、廃止の影響	地方創生事業であり、国庫補助制度があることから、制度として継続をしていきたい。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※① 国の基本方針に基づき、地域課題への対応を図るための事業として適切な事業である。	10
市が補助すべき理由	※② 国の基本方針に基づき、地域課題への対応を図るための事業として適切な事業である。	10
目的・内容	※② 人口減少や少子化の進行に対応するため、婚姻に伴う経済的負担を軽減することにより、結婚や出産の増加を促進することを目的とする。	10
補助金の主な使途	※② 対象世帯に対する補助金の支給	10
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③ 令和6年度 @600,000×7件 令和5年度 @600,000×7件 (令和5年度より市独自要綱により年齢により補助額の差額をなくした。39歳以下60万円)	8
繰越額・積立額と補助金交付額との比較	なし	10
成果・費用対効果	※④ 令和4年度 補助件数 8件 令和3年度 補助件数 4件 令和2年度 補助件数 5件	8

①公益性	10
------	----

②必要性	10
------	----

③適格性	9
------	---

④効果	8
-----	---